

宮崎県建設事業協同組合賛助会員規約

（目的）

第1条 この規約は、本組合が設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資格）

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（事業の利用）

第3条 賛助会員は、本組合が実施する事業の一部の次の事業を利用することができる。

- （1）金融事業の内、国、地方公共団体及びこれに準ずる公団、公社等において、
発注者の出来高証明書が発行される工事を対象とした融資制度
- （2）福利厚生事業
- （3）その他本組合の維持発展に寄与するもの

（加入）

第4条 賛助会員として本組合に加入しようとする者は、本組合に申し出、理事長の承諾を得て加入するものとする。

（会費）

第5条 賛助会員の内、第3条の(1)の事業を利用する者は年会費を納入するものとする。

- 2 会費の額は、年1万円とする。ただし、その年の1月1日以降に加入した会員については、5千円とする。

（脱退）

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

（除名）

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- （1）本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- （2）会費の納入を怠った賛助会員
- （3）故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であつて必要な事項は、審議委員会で決定する。

付則

この規約は、平成16年4月30日から施行する。

平成22年2月16日 一部改正